

インフルエンザ出席停止期間早見表（乳幼児版）

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、保育所等を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日（小学生以上は2日）を経過するまで」となっています。

※発症日 …熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日

※発症後5日…発症した日を0日とし、そこから5日間（実質最短で6日間）経過した日

※解熱後3日…1日中平熱で過ごせた日を解熱0日とし、そこから3日間経過した日

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				
		出席停止						登園可		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			
		出席停止						登園可		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目 発症後5日目	解熱後3日目		
		出席停止							登園可	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
		出席停止								登園可
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目
		出席停止								

例 5 以降は、解熱した日によって出席停止日が順次、延長されることとなりますが、8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等ありましたら、かかりつけ医を再受診し、園へ御連絡ください。

必ず出席停止期間を守ってください

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登園した場合、園での感染や流行が懸念されますので、必ず出席停止期間を守ってください。

また、出席停止期間を過ぎても、気になる症状があったり、症状が悪化する場合は、再度医療機関を受診してください。